

税金情報

税務課
☎64-7703

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等（原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車）の所有者に対して課税される税金です。

普通車などの自動車税（県税）とは異なり、月割課税制度がありませんので、4月2日以降に廃車手続きや他の人への譲渡をしても、その年度の税金は全額納めていただくこととなります。また、小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどは、公道走行をせず工場内など構内のみでの使用であっても軽自動車税の課税対象となり登録が必要です。同様に、トラクターなどの農耕作業用自動車についても、乗用装置があるものは課税対象となり登録が必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。

車種	手続き場所	
原動機付自転車	役場税務課 ☎64-7703	
		総排気量が50cc以下
		総排気量が50cc超90cc以下 総排気量が90cc超125cc以下
ミニカー		
小型特殊自動車	農耕作業用 その他	
軽自動車	二輪 125cc超250cc以下 側車付 50cc超250cc以下	群馬県自動車整備振興会 前橋市上泉町397-1 ☎027-261-0274
	二輪のボートトレーラーなど	軽自動車検査協会 群馬事務所 前橋市野中町322-1 ☎050-3816-3109
	三輪 660cc以下	
	四輪以上 660cc以下	
		乗用
	貨物	営業用 自家用
二輪の小型自動車250cc超		群馬運輸支局 前橋市上泉町399-1 ☎050-5540-2021

●その他の事項

【個人売買（オークションなど）をした場合】

軽自動車検査協会や運輸支局などで名義変更した後、税申告書（控）を新・旧市町村にご自身で提出する必要があります。提出がない場合、税金の名義が変更できず、いつまでも旧所有者に納税通知書が届きますのでご注意ください。

【住所変更をした場合】

所有している軽自動車等の住所変更の手続きをする必要があります。県内転居の人は各手続き場所へお問い合わせください。県外転出の場合は、新住所地の各機関へお問い合わせください。

【亡くなった人名義の軽自動車等がある場合】

名義変更や廃車の手続きをする必要があります。各手続き場所へお問い合わせください。

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

保健事業のご案内

◆保養施設利用者補助事業（国民健康保険・後期高齢者医療共通）

町の国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人が、次の対象施設を利用する場合に、利用者1人につき1泊2,500円の利用券を交付します。（4月から翌年3月までの1年間で、1人3泊まで）

【対象施設（県内）】

- 草津グリーンパークパレス ☎0279-88-3960
- サンレイク草木 ☎0277-95-6309
- ヘルシーパル赤城 ☎0279-56-3030
- お宿 花まめ ☎0279-95-3650

【対象施設（県外）】

- 長野県山ノ内町の19施設

詳しくは、町ホームページ（保養施設利用者補助事業で検索）をご覧ください。住民課国民健康保険係へお問い合わせください。

申請要件 国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、国民健康保険税または後期高齢者医

療保険料の滞納がないこと

申請方法 施設に宿泊予約をしてから、国民健康保険証または後期高齢者医療保険証と印鑑をお持ちの上、住民課国民健康保険係（役場1階②番窓口）または高齢者医療年金係で申請してください。

※宿泊後の申請や利用券の再発行はできません。

◆健康増進助成事業（国民健康保険のみ）

玉村町の国民健康保険に加入している人が、B&G海洋センターの事業（教室）に参加する場合に、2,000円相当の海洋センタープリペイドカードを交付します。（4月から翌年3月までの1年間で、1人1枚まで）

申請要件 国民健康保険の加入者（当該年度の4月1日現在で30歳以上の人）で、国民健康保険税の滞納がないこと

申請方法 海洋センター事業の申込時に、国民健康保険証と印鑑をお持ちの上、海洋センターで申請してください。

・B&G海洋センター ☎64-5311